

国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会	参考資料 5
令和 2 年 8 月 4 日	

子発 0 4 3 0 第 3 号  
令和 2 年 4 月 3 0 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局長  
(公 印 省 略)

「令和元年 9 月に発生した死亡事案に関する報告」（令和 2 年 4 月 30 日社会保障審議会児童部会国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会）及びこれを踏まえた取組の徹底について

令和元年 9 月の深夜に、国立の児童自立支援施設である国立きぬ川学院に入所する児童が施設内で死亡（自死）するという痛ましい事案（以下「本件事案」という。）が発生した。本件事案の発生を受けて、厚生労働省としては、社会保障審議会児童部会国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会（以下「専門委員会」という。）において、本件事案の調査・検証を進め、今般、検証結果として「令和元年 9 月に発生した死亡事案に関する報告」（令和 2 年 4 月）を公表した（報告書の内容については別添 1 及び 2 参照）。

この報告書には、専門委員会が検証を行う中で判明した死亡に至るまでの経緯、背景等の事実関係が記載されているほか、確認できた事実関係により得られた課題と、それに対応するための委員会としての提言が記載されている。

厚生労働省としては、国立の児童自立支援施設において、児童の尊い命が失われたことを非常に重く受け止めており、今後、このような事案が発生することのないよう再発防止に努め、入所児童に対する支援の向上に取り組むべく、報告書の提言に沿って、必要な改善策を速やかに講じるよう、国立きぬ川学院に対して指示をしているところである。

今回の検証により得られた課題と提言は、国立の児童自立支援施設のみならず、全国の児童自立支援施設をはじめとした児童入所施設における取組に資するものと考えている。各地方自治体においては、内容を御了知いただくとともに、報告書の内容について、全国の児童自立支援施設や児童相談所をはじめ、児童福祉関係者にも、報告書を広く周知・啓発いただき、このような事案が生じないよう活かしていただきたい。

今回の事案を踏まえ、特に改めて徹底いただきたいものとして、児童に対する医療（受診・投薬等）に関する事項が挙げられる。本件事案においては、亡くなった児童は、国立きぬ川学院への入所後に医師による診察を受けた際、医師からは向精神薬が必要であるとの意見があったが、親権者の同意を得るまでの間、医師に受診の上、代替薬として漢方薬等の投薬を受けていた。この点に関して、報告書においては、「向精神薬の服薬について

は、医師がその必要性を認める場合には、児童の意見にも配慮し、原則として、児童福祉法第47条第3項により施設長の監護措置として投薬を行うことを基本とする。」等と提言されている。もとより、児童福祉法第47条第3項の規定に基づき、施設長がこのような場合に監護措置を行うことができ、同条第4項の規定において、親権者等は同条第3項の措置を不当に妨げてはならない旨が規定されている。さらに、監護措置と親権者等との関係については、児童に必要な医療を受けさせる場合も含め、「「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」について」（平成24年3月9日付け雇児総発0309第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知。別添3）に示しているほか、児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応については、「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成24年3月9日付け雇児総発0309第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知。別添4）でお示ししているとおりである。

今後、被虐待経験等により、入所する児童が抱える課題が複雑化し、トラウマを抱えているなど心理治療的ケアを提供していくことが必要となる児童がさらに増加していくことも想定されるが、個々の児童の最善の利益を考慮し、必要な場合に、精神医療を含め、児童が必要とする医療を適切に受けられるようにする必要があることは言うまでもない。児童の最善の利益のため、医師がその必要性を認める場合には、児童の意見にも配慮しつつ、先述の監護措置によることも含めた対応を行うことに関し、改めて周知・徹底いただきたい。

都道府県におかれては、管内市区町村及び児童福祉施設に対する周知をお願いする。また、報告書を受けた児童福祉施設等関係者へのメッセージを、厚生労働省動画チャンネルに動画を掲載しているので御覧頂くよう周知されたい。

(URL:<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWge7AKsbJGqULE8u3JCufgS>)

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

**別添1～4 ※ 添付省略**

(参考) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) (抄)

[児童福祉施設の長等の権限等]

第四十七条 (略)

② (略)

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六、第二十四条第五項若しくは第六項若しくは第二十七条第一項第三号の措置、助産の実施若しくは母子保護の実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

(参考) 「令和元年 9 月に発生した死亡事案に関する報告」(令和 2 年 4 月社会保障審議会児童部会国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会)(提言該当部分 (P10~11) 抜粋)

向精神薬の服薬については、医師がその必要性を認める場合には、児童の意見にも配慮し、原則として、児童福祉法第 47 条第 3 項により施設長の監護措置として投薬を行うことを基本とする。その上で、必要に応じ、あらかじめ向精神薬の服薬について親権者への説明を行うことも想定される。この場合においても、正当な理由なく服薬を認めない行為は、医療ネグレクトに該当するものとして、親権停止の審判の請求や保全処分の申立てを行うことを検討する。生命・身体に危険が生じている緊急事態の場合には、児童福祉法第 47 条第 5 項により親権者の同意が得られなくとも施設長の監護措置として投薬を行う。